

トラック運送事業者を取り巻く深刻な問題への対応を求める意見書

国の物流を支えるトラック運送事業者を取り巻く環境は、ECサイトの利用の拡大による消費者動向の変化による需要増や、物価の高騰、人手不足など、厳しい状況が続いている。

また、トラックドライバーは、全産業と比べて賃金が低く、長時間労働や不規則な勤務が常態化しており、厳しい労働環境が人手不足の要因となっている。昨年4月、トラックドライバーの労働時間の基準が改正されたところであるが、これまでの体制での長距離輸送が困難となり、労働環境の整備や、人材確保、業務効率の向上など、早急に対応しなければならない課題を多く抱えている。

県では、人材確保に向けては、処遇改善を進めるための経営力強化が不可欠であることから、荷主との価格交渉に臨む事業者への支援や、政労使会議を通じて運賃転嫁の促進をサポートしてきたところである。また、大型免許等の取得費用や就労環境の快適化に繋がる整備に対する助成により、トラックドライバーの確保を後押ししてきたところであるが、依然として低調な状況が続いている。

よって、国会及び政府におかれては、トラック運送事業者の持続可能な経営を維持できるよう、次の措置を講じるよう強く求める。

一 標準的運賃に基づく適正な運賃及び料金の収受の確保に向けて更なる働きかけを行うとともに、今後標準的運賃に代わり導入される適正原価について、早期の導入と荷主企業等に対する理解促進を進めること。

二 改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法並びに下請法の改正による規制的措置をはじめとした改正内容を荷主企業等に対して周知徹底することで、積載効率の向上や荷役時間の削減、商慣行の見直し等を進めること。

三 トラックドライバーの労働環境の改善を促進し、運送業界の人材確保を図ること。

四 地域の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金による自治体への支援を継続・拡充すること。

五 運輸事業振興助成交付金は、営業用トラックの公共性に配慮し、輸送力確保やコスト抑制を目的に創設され、これまで安全対策、モーダルシフトをはじめとした環境対策などに活用されており、今後もトラック運送事業者の公共輸送機関としての役割や、ドライバーの労働環境整備のために必要不可欠であることから、本交付金を継続すること。

六 トラックドライバーの労働環境の改善に向け、物流の効率化や交通事故の抑止等が図られるよう、道路交通網を整備促進すること。

七 トラックドライバーが適切に休憩・休息ができるよう、高速道路のサービスエリアや道の駅などの駐車スペースにおける「大型車マス」や「トレーラー用特大車マス」の整備・拡充を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十二月十二日

大分県議会議長 嶋

幸 一

國 經 厚 財 內 參 衆
內閣府特命担当大臣(地方創生)
土 濟 生 閣 議 議
交 產 労 務 總 院 院
通 業 働 大 理
大 大 大 大 議 議
臣 臣 臣 臣 長 長

黃 金 赤 上 片 高 閩 額
川 田 子 澤 野 山 市 口 賀
仁 恭 亮 賢 さ 早 昌 福
志 之 正 郎 一 つ 志 一 郎
殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿